

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨等

急速な少子化の進行や待機児童の増加、親の働く状況の違いによる幼児期の教育・保育の提供体制の違い、家庭や地域における子育て環境の変化など、子育て環境をめぐる課題が指摘されています。

このような子どもと子育てをめぐる社会的背景のもと、平成24年(2012年)8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法が成立し、一人一人の子どもが健やかに成長していく社会を目指して新たな子ども・子育て支援に関する制度が創設されました。この新制度を本格的に実施するにあたり、市町村は幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保及び円滑な実施を総合的かつ計画的に行うため、市町村子ども・子育て支援事業計画を策定することになりました。

本町においては、平成17年3月に「益城っ子未来プラン（益城町次世代育成支援行動計画）」、平成22年に「同（後期計画）」を策定し、計画に基づいた保育サービスの充実をはじめ、町民が安心して子どもを産み育てられる環境づくりや児童の健全育成等に関するさまざまな次世代育成支援及び少子化対策を図ってきました。

この度策定する「益城町子ども・子育て支援事業計画」は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保方策を定めるとともに、ひとり親家庭等施策、母子保健施策、児童虐待防止対策、障害児施策などを定めたものであり、この計画に基づいて主として乳幼児から小学生とその保護者を対象とした住民のニーズに応える教育・保育事業の体制づくり及び子ども・子育て環境の整備を積極的に進めていきます。

2 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条第1項に基づき、国が定める基本指針に即して策定します。

子ども・子育て支援法

第2条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければならない。

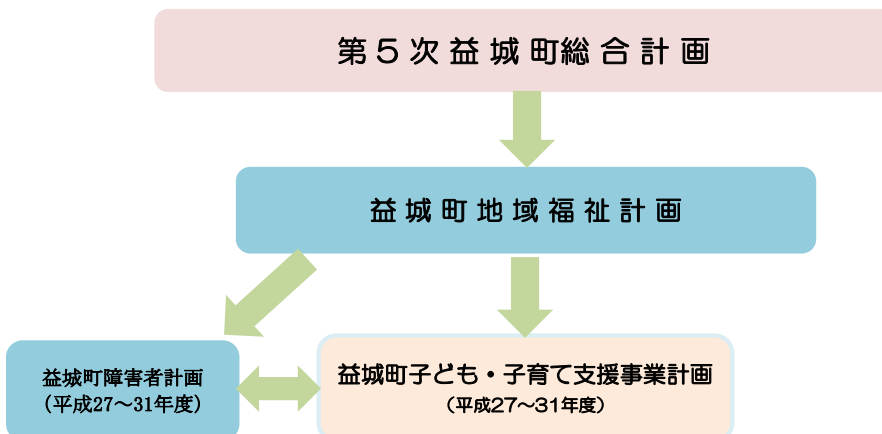
2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

第61条第1項 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

(2) 計画体系における位置づけ

本計画は、「第5次益城町総合計画」を最上位計画、「益城町地域福祉計画」を上位計画とする子ども・子育て支援分野の個別計画として位置づけられる計画です。また、「益城町障がい者計画」との調和が保たれたものとします。



3 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

平成 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
見直し	← 次世代育成支援地域行動計画(後期行動計画) →									
					計画 策定	← 子ども・子育て支援事業計画 →				

コメント [DK1]:

4 策定体制

(1) 益城町子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第77条に基づく地方版子ども・子育て会議です。

この会議で、地域住民や関係機関の意見を幅広く聞き取り、計画の内容に反映させました。

5 アンケート調査の実施

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況及び今後の利用意向を把握するため、就学前児童の保護者及び小学生の保護者を対象に以下の通り、アンケート調査を実施しました。

(1) 調査目的

益城町の子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、保育や子育てサービスを必要としている潜在的なニーズを把握し、調査・分析をとおして、計画策定の基礎資料とする。

(2) 調査項目

① 益城町子ども・子育て支援新制度に係るアンケート調査(就学前保護者対象)

- ・住まいの小学校区
- ・子どもと家族の状況
- ・子どもの育ちをめぐる環境

- ・子どもの保護者の就労状況
- ・子どもの平日の定期的な教育・保育事業の利用状況
- ・子どもの地域の子育て支援事業の利用状況
- ・子どもの土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用希望
- ・子どもの病気の際の対応(平日の教育・保育事業の利用者のみ)
- ・子どもの不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用状況
- ・5歳以上の子どもの小学校就学後の放課後の過ごし方
- ・子育て環境や支援の満足度

②益城町子ども・子育て支援新制度に係るアンケート調査(小学生保護者対象)

- ・住まいの小学校区
- ・子どもと家族の状況
- ・子どもの育ちをめぐる環境
- ・子どもの保護者の就労状況
- ・子どもの放課後の過ごし方
- ・子育て環境や支援の満足度

(3)調査方法

郵送による配布、回収。

(4)調査期間

平成25年12月27日～2月14日

(5)配布・有効回収状況

①益城町子ども・子育て支援新制度に係るアンケート調査(就学前保護者対象)

配布:1,000件 有効回収:619件 有効回収率 61.9%

②益城町子ども・子育て支援新制度に係るアンケート調査(小学生保護者対象)

配布:1,140件 有効回収:743件 有効回収率 65.2%

6 グループインタビューの実施

子育て層の施策・事業に関するニーズを、質的観点から把握することを目的に、グループインタビューを実施しました。

(1) 目的

アンケート等の定量調査では得られない深い情報が得るために、子育て層の施策・事業に関するニーズを、質的観点から把握する。

(2) 方法

「本日の座談会は雑談会のような形式で行われますので、リラックスして楽しい雰囲気でおしゃべりをしてください。」と投げかけ、以下のルールで井戸端会議のような状況をつくり、自由に発言してもらう。

- ① ご出席の皆さま方どうして、ワイワイ賑やかに話し合いをしてください。
- ② 皆さんに聞こえるようにできるだけ大きな声でお話してください。
- ③ ご自分の意見と逆の意見が出ましたら遠慮せずに反論して「自分はこう思う」と言ってください。この会はいろいろな意見がたくさん出ることを大切にしています。
- ④ お話しされる時は、頭の中で意見をまとめてから話すのではなく、思いついたらすぐ言葉にして飾らずにお話してください。
 - ▼おかしな日本語になってもかまいません。
 - ▼お話の途中でご自分が何をおっしゃっているのかがわからなくなってもかまいません。
 - ▼さっきおっしゃったことと今おっしゃっていることがまったく逆の意味になってしまってもかまいません。

(3) インタビュー対象者と日時等

① 7月8日(火)午前10時～
(場所) 広安小学校
(対象) 学童保育指導員 4人

② 7月12日(土)午前10時～
(場所) 益城町立第3保育園
(対象) 保育園保護者

③7月14日(月)午前9時30分～
(場所)益城町立第2幼稚園
(対象)幼稚園保護者

(4)インタビューフロー

(自己紹介)

・お名前、家族構成、関心事

①子育て全般について感じることを、思いつくことを話題に自由におしゃべりしてください。

[適宜確認]

- ・ちょっとでも気になること、もっとこうなるとよいこと、不満なこと
- ・益城町での子育てでよいところ/そのワケ
- ・益城町での子育てでよくないところ/そのワケ

②※各グループそれぞれのテーマ（「放課後児童クラブ」、「保育園」、「幼稚園」）について感じることを自由におしゃべりしてください。

③「放課後児童育成クラブ（「保育園」、「幼稚園）」を利用している子どもたちについて、感じることを、思いつくことを話題に自由におしゃべりしてください。

④「放課後児童育成クラブ（「保育園」、「幼稚園）」を利用している保護者について、感じることを、思いつくことを話題に自由におしゃべりしてください。

⑤自分が益城町長になったら、何をしたいですか。

[適宜確認]

- ・ちょっとでも気になること、もっとこうなるとよいこと、不満なこと

※時間は90分程度

第2章 子育ての現状と計画の基本的な考え方

1 益城町の子育ての現状

(1) 益城の人口動態

① 人口の動向

国勢調査によると、本町の総人口は2010年10月時点で32,676人となっています。2005年までは増加していましたが、2010年は5年前比で106人の減少となりました。また、国立人口問題研究所による将来人口推計では2020年には約800人少ない31,872人、2030年には約2,400人少ない30,270人と推計されています。

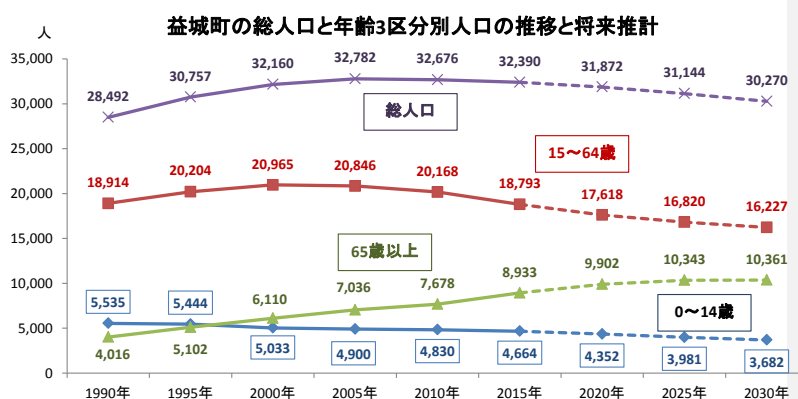
一方、年齢3区分別人口は2010年時点で、「0～14歳」の年少人口が4,830人で総人口の14.8%、「15～64歳」の生産年齢人口が20,168人で58.0%、「65歳以上」の高齢者人口が7,678人で27.6%となっています。2000年にはじめて高齢者人口が年少人口を上回り、その後は差が大きく拡大しており、少子高齢化が進んでいます。

■益城町の総人口及び年齢3区分別の推移と将来推計

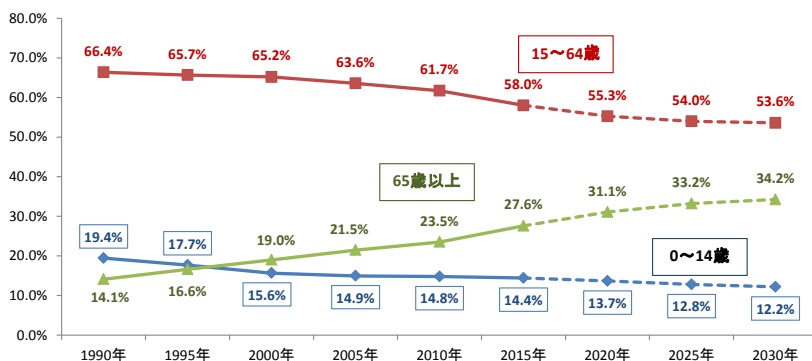
単位：人

	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年
総人口	28,492	30,757	32,160	32,782	32,676	32,390	31,872	31,144	30,270
0～14歳	5,535	5,444	5,033	4,900	4,830	4,664	4,352	3,981	3,682
15～64歳	18,914	20,204	20,965	20,846	20,168	18,793	17,618	16,820	16,227
65歳以上	4,016	5,102	6,110	7,036	7,678	8,933	9,902	10,343	10,361

※国勢調査及び国立人口問題研究所による将来推計人口。2015～2040年は将来推計(各年10月1日時点)



益城町の年齢3区分別人口構成比の推移と将来推計



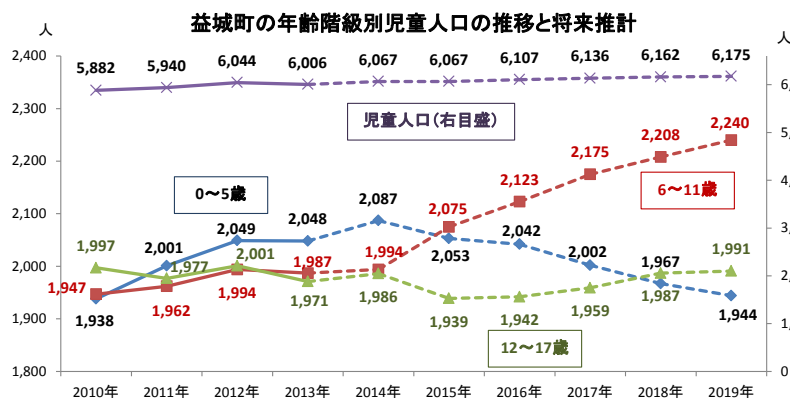
本町の「0～17歳」児童人口は、2013年4月時点で6,006人（住民基本台帳）。ここ数年はほぼ6,000人強で推移すると見込まれます。

児童の年齢階級別でみると、団塊ジュニア世代がすでに40歳代に達したことから、今後の「0～5歳」人口は減少傾向で推移することが見込まれます。

■益城町の児童人口の推移と将来推計

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
児童人口	5,882	5,940	6,044	6,006	6,067	6,067	6,107	6,136	6,162	6,175
0～5歳	1,938	2,001	2,049	2,048	2,087	2,053	2,042	2,002	1,967	1,944
6～11歳	1,947	1,962	1,994	1,987	1,994	2,075	2,123	2,175	2,208	2,240
12～17歳	1,997	1,977	2,001	1,971	1,986	1,939	1,942	1,959	1,987	1,991

※住民基本台帳人口、2014～2019年はコホート変化率法による将来推計（各年4月1日時点）



② 本町の出生数と出生率の推移

本町の出生数は2012年が314人。2008年以降は300人を超えており、2000年台前半と比較すると、やや増加傾向が認められます。

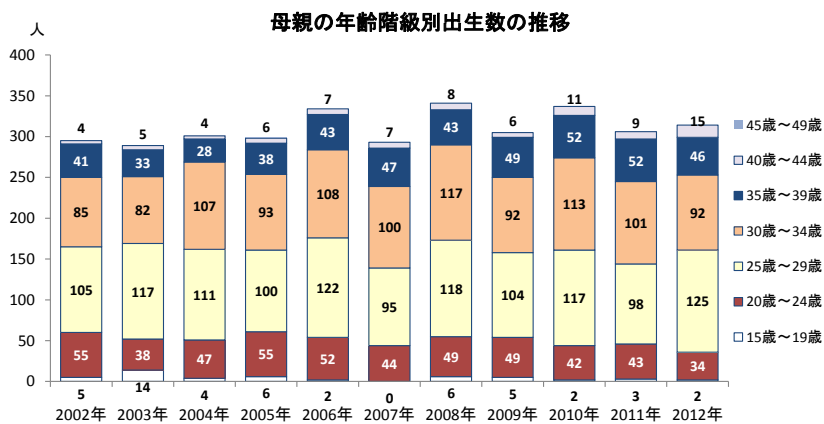
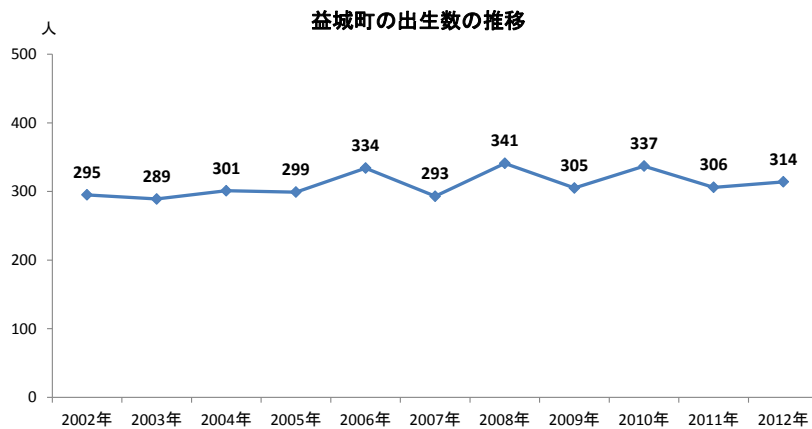
一方、母親の年齢階級別の出生数をみると、2012年では「25～29歳」が最も多く125人で40%を占め、次いで「30～34歳」が92人で29%、「35～39歳」が46人（15%）、「20～24歳」が34人（11%）の順となっています。「25～29歳」と「30～34歳」で全体のほぼ7割を占めています。

■ 益城町の出生数の推移

単位：人

	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
出生数	295	289	301	299	334	293	341	305	337	306	314

※熊本県衛生統計年報



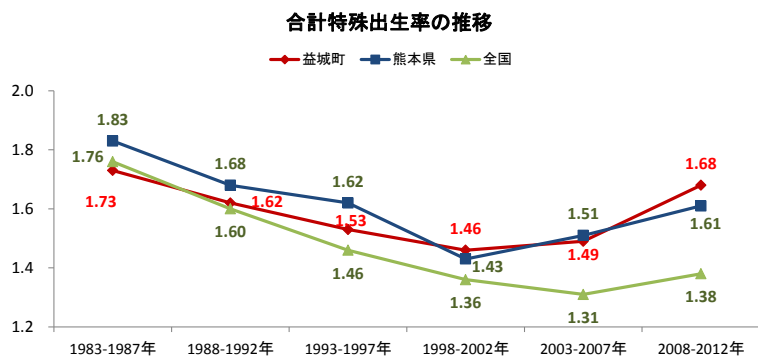
本町の合計特殊出生率は「2008～2012年」が1.68で、熊本県平均を0.07ポイント、全国平均を0.3ポイント上回っています。

ここ20～30年の推移をみると、「1998～2002年」の1.46を底に上昇に転じ、近年は上昇傾向となっています。

■合計特殊出生率の推移

	1983-1987年	1988-1992年	1993-1997年	1998-2002年	2003-2007年	2008-2012年
益城町	1.73	1.62	1.53	1.46	1.49	1.68
熊本県	1.83	1.68	1.62	1.43	1.51	1.61
全国	1.76	1.60	1.46	1.36	1.31	1.38

※厚生労働省人口動態調査。全国の1997年以前は5年間の単純平均



(2) アンケート調査にみる現状とニーズ

<就学前児童の現状とニーズ>

① 子どもの育ちをめぐる環境

「配偶者がいる」が 92.7%で、「配偶者はいない」は 7.1%。主に子育てを行っているのは「父母ともに」が56.4%で、「主に母親」が41.4%となっています。子育て(教育を含む)に日常的に関わっている人を見ると、「父母ともに」の 58.6%が最も多く、以下、回答割合の高い方から「保育園」います。気軽に相談できる人の有無を見ると、「いる/ある」が94.7%、「いない/ない」が3.7%。相談先は90.1%の人が「祖父母等の親族」をあげています。

住まいの地域における子育て環境や支援への満足度は、「満足度 3(どちらともいえない)」が36.8%で最も多く、これに「満足度4(満足)」が32.6%、「満足度2(やや不満)」が11.5%で続いています。

1) 配偶者の有無【問 5】

「配偶者がいる」が 92.7%で、「配偶者はいない」は 7.1%。

2) 主に子育てを行っている人【問 6】

「父母ともに」が 56.4%で、これに「主に母親」の 41.4%が続く。

3) 子育て(教育を含む)に日常的に関わっている人【問 7】 ※複数回答

「父母ともに」の 58.6%が最も多い。以下、回答割合の高い方から「保育園」(40.7%)、「祖父母」(32.0%)、「母親」(30.7%)、「幼稚園」(19.4%)の順となっている。

4) 子育て(教育を含む)をする上で、気軽に相談できる人と場所【問 8】

「いる/ある」が 94.7%、「いない/ない」が 3.7%となっている。

5) 子育て(教育を含む)に関して、気軽に相談できる先【問 8-1】 ※複数回答

※問 8 で「1.いる/ある」と回答した人に限定した設問。

「祖父母等の親族」の 90.1%が最も多い。以下、回答割合の高い方から「友人や知人」(75.4%)、「保育士」(23.5%)、「子育て支援施設(つどいの広場・子育て支援センター等)・NPO」(12.3%)、「幼稚園教諭」(12.1%)の順となっている。

6) 住まいの地域における子育て環境や支援への満足度【問 29】

「満足度3(どちらともいえない)」が36.8%で最も多く、これに「満足度4(満足)」が32.6%、「満足度2(やや不満)」が11.5%で続いている。

② 保護者の就労状況

母親の就労形態の現状をみると、「フルタイム」39.5%、「パート・アルバイト等」25.0%、「未就労」33.6%となっています。「パート・アルバイト等」の人のうちの 10.5%は「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」、未就労の母親の 30.6%が「すぐにも、もしくは 1 年以内に就労したい」としており、保育に対する潜在的な需要があることがうかがえます。

1) 保護者の現在の就労状況(自営業、家族従事者含む)【問 10】

■母親

就労状況による構成比をみると、「フルタイム」39.5%、「パート・アルバイト等」25.0%、「未就労」33.6%。

「フルタイム」の242人のうちの26.0%は「産休・育休・介護休暇中」となっている。

■父親

「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が最も多く、回答者全体の91.3%を占めている。

2)フルタイムへの転換希望【問10-2】

※問10で「3. または4. 」(パート・アルバイト等で就労している)と回答した人に限定した設問。

■母親のフルタイムへの転換希望

「パート・アルバイト等の就労を続けること希望」が51.6%で最も多く、これに「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」の25.5%、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」の10.5%が続いている。

■父親のフルタイムへの転換希望

「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が2件ずつ、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」が1件となっている。

3)就労していない人の就労希望【問10-3】

※問10で「5. または6. 」(就労していない)と回答した人に限定した設問。

■未就労の母親の就労希望等

▼就労希望

「1年より先、一番下の子どもが〇歳になったところに就労したい」が40.3%で最も多く、これに「すぐにも、もしくは1年以内に就労したい」の30.6%、「子育てや家事などに専念したい」の24.3%が続いている。

「1年より先、一番下の子どもが何歳になったところに就労したいか」では、「3歳」と「4歳」が20.7%で最も多く、これに「7歳」の15.9%、「6歳」の13.4%が続いている。

③お子さんの平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

定期的な教育・保育事業を「利用している」が73.5%で、「利用していない」は26.0%。週当たりの利用日数の希望は「5日」が最も多くなっています。今後、利用したい平日の定期的な教育・保育事業としては、「保育所(認可保育所)」の63.8%が最も多く、以下、回答割合の高い方から「幼稚園」(44.9%)、「幼稚園の預かり保育」(27.3%)、「つどいの広場」(22.9%)の順となっています。

1)「定期的な教育・保育事業」の利用の有無【問11】

「利用している」が73.5%、「利用していない」が26.0%となっている。

2)年間を通じて「定期的に」利用している事業【問11-1】※複数回答

※問11で「1. 利用している」と回答した人に限定した設問。

「保育所(認可保育所)」の48.8%が最も多い。以下、回答割合の高い方から「幼稚園」(31.2%)、「その他の認可外の保育施設」(9.0%)、「幼稚園の預かり保育」(5.7%)、「事業所内保育施設」、「自治体の認証・認定保育施設(2.6%)」の順となっている。

3)平日に定期的に利用している教育・保育の事業【問11-2】

※問11で「1. 利用している」と回答した人に限定した設問。

■週当たりの利用日数

<現状>

「週5日」が80.3%で最も多く、これに「週6日」の15.4%が続いている。

<希望>

「週5日」が67.2%で最も多く、これに「週6日」の29.2%が続いている。

■週当たりの利用時間

<現状>

「8時間」が21.6%で最も多く、これに「6時間」の18.9%が続いている。

<希望>

「8時間」が25.8%で最も多く、これに「9時間」の19.7%が続いている。

4) 平日の教育・保育事業の事業として、「日常的に」利用したいと考える事業【問13】 ※複数回答

「保育所(認可保育所)」が63.8%で最も多い。以下、回答割合の高い方から「幼稚園」(44.9%)、「幼稚園の預かり保育」(27.3%)、「つどいの広場」(22.9%)、「認定こども園」(17.6%)の順となっている。

④お子さんの地域の子育て支援事業の利用状況

地域子育て支援拠点事業を利用している人は回答者全体の12.4%ですが、「利用していないが、今後利用したい」が38.3%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」の10.7%となっており、今後の需要の増加が見込まれます。

1) 利用している地域子育て支援拠点事業(親子が集まって過ごしたり相談する場)【問14】

「利用していない」が82.2%で、「地域子育て支援拠点事業(親子が集まって過ごしたり相談する場)」は12.4%となっている。

2) 地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向【問15】

「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が45.9%と最も多く、これに「利用していないが、今後利用したい」の38.3%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」の10.7%が続いている。

■「利用していないが、今後利用したい」人の利用意向

<週当たりの利用日数>

「週1回」の70.3%が最も多く、これに「週2回」の17.6%、「週3回」の8.1%が続いている。

<月当たりの利用回数>

「月1回」の48.2%が最も多く、これに「月2回」の33.3%、「月3回」と「月4回」の7.2%が続いている。

⑤お子さんの土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用希望

土曜日に「ほぼ毎週利用したい」が18.7%、日曜・祝日の「月に1~2回は利用したい」が21.5%、幼稚園の長期休暇中に「週に数日利用したい」が35.2%など、土曜・休日等の「定期的な」教育・保育事業に対して、需要があることが示唆されています。

1) 「定期的」な教育・保育事業の利用希望【問17】

■土曜日の利用希望

「利用する必要はない」が48.0%で最も多く、これに「月に1~2回は利用したい」の30.7%、「ほぼ毎週利用したい」の18.7%が続いている。

■日曜・祝日の利用希望

「利用する必要はない」が72.9%で最も多く、これに「月に1～2回は利用したい」の21.5%、「ほぼ毎週利用したい」の2.1%が続いている。

2) 幼稚園利用者の夏休み・冬休みなど長期休暇期間中の教育・保育事業の利用希望

【問18】※複数回答

※幼稚園を利用していると回答した人に限定した設問。

「利用する必要はない」の36.6%が最も多く、これに「休みの期間中、週に数日利用したい」が35.2%、「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」の27.5%が続いている。

⑥お子さんの病気の際の対応

71.9%の人がお子さんの病気やケガで通常の事業が利用できなかった経験があります。その際の対処法として、71.9%が「母親が休んだ」としており、54.8%の人が「できれば病児・病後児保育を利用したい」と回答しています。

1) お子さんが病気やケガで通常の事業が利用できなかった経験 【問19】

「あった」が71.9%で、「なかった」は22.4%となっている。

2) お子さんが病気やケガで通常の事業が利用できなかった場合の対処法 【問19-1】

※複数回答

「母親が休んだ」が71.9%で最も多い。以下、回答割合の高い方から「親族・知人に子どもをみてもらった」(42.5%)、「父親または母親のうち就労していない方が子どもをみた」(21.1%)、「父親が休んだ」(20.2%)、「病児・病後児の保育を利用した」(8.0%)の順となっている。

3) 病児・病後児保育施設等の利用意向 【問19-2】

※問19-1で「1. 父親が休んだ」または「2. 母親が休んだ」と回答した人に限定した設問。

「できれば病児・病後児保育を利用したい」が54.8%で、「利用したいとは思わない」は43.9%となっている。

⑦不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用

私用、親の通院、不定期の就労などで、8.6%が「幼稚園の預かり保育」、4.8%が「一時預かり」を利用しています。このような不定期の教育・保育事業に対し、今後、44.7%の人が「利用したい」と回答しています。

1) 私用、親の通院、不定期の就労等の目的で利用している事業【問21】

※複数回答

「利用していない」が74.5%で最も多く、これに「幼稚園の預かり保育」の8.6%、「一時預かり」の4.8%が続いている。

2) 不定期の教育・保育事業の利用意向 【問22】

「利用したい」が44.7%で、「利用する必要はない」は51.2%となっている。

「利用したい」理由(複数回答)としては、「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院」の65.3%が最も多く、これに「私用(買物、子どもや親の習い事等)、リフレッシュ目的」の61.4%、「不定期の就労」の32.5%が続いている。

3) 保護者の用事(冠婚葬祭、保護者・家族の病気など)による家族以外による泊まりがけの対処経験

【問 23】

「あった」が 22.5%で、「あつた」は 76.4%となっている。この一年間の対処方法(複数回答)としては、「(同居者を含む)親族・知人にみてもらった」が 92.8%で最も多く、これに「仕方なく子どもを同行させた」の 12.2%が続いている。

⑧小学校就学後の放課後の過ごし方

41.1%の保護者が小学校低学年のうちに「放課後児童クラブ」で過ごさせたいとしていますが、高学年になった時は 65.3%の保護者が「習い事」を過ごさせたい場所としてあげています。放課後児童クラブに対する利用意向を持った保護者の土曜・休日や長期休暇中の利用意向をみると、放課後児童クラブへの需要がある程度認められます。

※5 歳以上の子どもに限定した設問。

1) 小学校低学年(1~3 年生)のうちの放課後子どもを過ごさせたい場所等 【問 25】

「自宅」が 54.7%で最も多い。以下、回答割合の高い方から「放課後児童クラブ(学童保育)」(41.1%)、「習い事」(38.9%)、「祖父母宅や友人・知人宅」(27.4%)、「その他(公民館・公園など)」(13.7%)の順となっている。

2) ②小学校高学年(4~6 年生)になった時に放課後子どもを過ごさせたい場所等 【問 26】

「自宅」が 66.3%で最も多い。以下、回答割合の高い方から「習い事」(65.3%)、「放課後児童クラブ(学童保育)」(48.8%)、「祖父宅や友人・知人宅」(22.1%)、「その他(公民館・公園など)」(16.8%)の順となっている。

3) 土曜日、日曜日・祝日の放課後子どもを過ごさせたい場所等 【問 27】

※問 25 または 26 で「6. 放課後児童クラブ(学童保育)」を選択した人に限定した設問。

■土曜日の放課後児童クラブの利用意向

「利用する必要はない」と「低学年の間は利用したい」が 40.4%で最も多く、これに「高学年になっても利用したい」の 14.9%が続いている。

■日曜・祝日の放課後児童クラブの利用意向

「利用する必要はない」が 74.5%で最も多く、これに「低学年の間は利用したい」の 10.6%、「高学年になっても利用したい」の 6.4%が続いている。

■長期休暇中の放課後児童クラブの利用希望 【問 32】

「低学年の間は利用したい」が 44.7%で最も多く、「高学年になっても利用したい」の 31.9%、「利用する必要はない」の 12.8%が続いている。

＜小学生の現状とニーズ＞

①子どもの育ちをめぐる環境

「配偶者がいる」が87.8%で、「配偶者がいない」は11.7%。主に子育てを行っているのは「父母ともに」が53.8%で、「主に母親」は40.9%となっています。子育て(教育を含む)に日常的に関わっている人を見ると、「父母ともに」の53.8%が最も多く、これに「主に母親」の40.9%が続いています。気軽に相談できる人の有無を見ると、「いる/ある」が95.6%、「いない/ない」が4.2%。相談先は79.6%の人が「祖父母等の親族」をあげています。

住まいの地域における子育て環境や支援への満足度は、「満足度3(どちらともいえない)」が35.3%で最も多くなります。

1) 配偶者の有無【問5】

「配偶者がいる」が87.8%、「配偶者がいない」が11.7%となっている。

2) 主に子育てを行っている人【問6】

「父母ともに」の53.8%が最も多く、これに「主に母親」の40.9%が続いている。

3) 子育て(教育を含む)に日常的に関わっている人【問7】 ※複数回答

「父母ともに」の56.8%が最も多く、これに「母親」の38.6%、「祖父母」の21.4%が続いている。

4) 子育て(教育を含む)をする上で、気軽に相談できる人と場所【問8】

「いる/ある」が95.6%、「いない/ない」が4.2%となっている。

5) 子育て(教育を含む)に関して、気軽に相談できる先【問8-1】 ※複数回答

※問8で「1.いる/ある」と回答した人に限定した設問。

「祖父母等の親族」の79.6%が最も多い。以下、回答割合の高い方から「友人や知人」(79.4%)、「小学校の教諭」(28.0%)、「近所の人」(13.4%)、「かかりつけの医師」(7.9%)の順となっている。

6) 住まいの地域における子育て環境や支援への満足度【問16】

「満足度3(どちらともいえない)」が35.3%で最も多く、これに「満足度4(満足)」が34.3%、「満足度2(やや不満)」が13.7%が続いている。

②保護者の就労状況

母親の就労形態の現状をみると、「フルタイム」36.1%、「パート・アルバイト等」37.4%、「未就労」24.8%となっています。「パート・アルバイト等」の人のうちの7.0%は「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」、未就労の母親の40.6%が「すぐにも、もしくは1年以内に就労したい」としており、保育に対する潜在的な需要があることがうかがえます。

1) 保護者の現在の就労状況(自営業、家族従事者含む)【問10】

■母親

就労状況による構成比をみると、「フルタイム」36.1%、「パート・アルバイト等」37.4%、「未就労」24.8%。

■父親

「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が最も多く、回答者全体の92.2%を占めている。

2)フルタイムへの転換希望【問10-2】

※問10で「3. または4. 」(パート・アルバイト等で就労している)と回答した人に限定した設問。

■母親のフルタイムへの転換希望

「パート・アルバイト等の就労を続けること希望」が55.0%で最も多く、これに「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」の28.0%、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」の7.0%が続いている。

■父親のフルタイムへの転換希望

「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みがある」と「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」が2件ずつと多くなっている。

3)就労していない人の就労希望【問10-3】

※問10で「5. または6. 」(就労していない)と回答した人に限定した設問。

■未就労の母親の就労希望等

▼就労希望

「すぐにも、もしくは1年以内に就労したい」が40.6%で最も多く、これに「1年より先、一番下の子どもが□歳になったところに就労したい」が28.9%、「子育てや家事などに専念したい」の26.7%が続いている。

「1年より先、一番下の子どもが何歳になったところに就労したいか」では、「7歳」が36.5%で最も多く、以下の割合の高い方から「3歳」(17.3%)、「4歳」(11.5%)と続いている。

③お子さんの放課後の過ごし方

「放課後児童クラブ」については現状と希望の割合が17%前後でほぼ同率となっています。放課後児童クラブに対する利用意向を持った保護者の土曜・休日や長期休暇中の利用意向をみると、放課後児童クラブへの需要がある程度認められます。

1)放課後子どもを過ごさせたい場所等(現状)【問12】

「自宅」が75.9%で最も多い。以下、回答割合の高い方から「習い事」(48.7%)、「部活動」(24.9%)、「祖父母宅や友人・知人宅」(22.5%)、「放課後児童クラブ」(16.7%)の順となっている。

2)放課後子どもを過ごさせたい場所等(希望)【問13】

「自宅」が66.2%で最も多い。以下、回答割合の高い方から「習い事」(47.5%)、「部活動」(32.4%)、「祖父母宅や友人・知人宅」(19.0%)、「放課後児童クラブ」(17.0%)の順となっている。

3)土曜日、日曜日・祝日の放課後子どもを過ごさせたい場所等【問14】

※問12または13で「6. 放課後児童クラブ(学童保育)」を選択した人に限定した設問。

■土曜日の放課後児童クラブの利用意向

「利用する必要はない」が43.5%で最も多く、これに「高学年になっても利用したい」と「低学年の間は利用したい」が24.8%となっている。

■日曜・祝日の放課後児童クラブの利用意向

「利用する必要はない」が65.8%で最も多く、これに「高学年になっても利用したい」の12.4%、「低学年の間は利用したい」の11.2%が続いている。

■長期休暇中の放課後児童クラブの利用希望【問15】

「高学年になっても利用したい」の47.2%で最も多く、これに「低学年の間は利用したい」の45.3%が続いている。

(3)グループインタビューにみる現状とニーズ

①学童保育指導員のグループ

■子育て全般について感じる事

- ・今は一人っ子が多くて、普段から下の子の面倒をみることがない。だから関わりかたがわからない。
- ・子ども同士のコミュニケーションがとれない。
- ・「これ貸して」、「一緒に遊ぼう」が言えない。言葉の会話ができない。自分が欲しいと思ったら、すぐ取り上げたりする。すると喧嘩になり、足や手がでる。こっちが怒るとしゃべりだす。そこから教えないといけないのかなど。
- ・ここに来る子はまだいい子。そのまま下校して一人ぼっちの子もいる。家に閉じこもってゲームばかりしている。
- ・じっと座ってられない子がいる。夏休み中の自習のとき5分座れない子や、食事のときウロウロする。そのようなことを保護者に言っているのか凄く悩む。
- ・以前の保護者はすんなり受け入れてくれた。「家でも注意してみます」みたいな。今の保護者は「ああ、そうですか」で終わり。逆ギレされているよう。難しい。

■益城町の子育ての良いところ、良くないところ、他所と比べて

- ・益城町には公園がない。ゲートボール場ばかり。
- ・益城には本当に公園がない。自分たちが小さい頃から声をあげていたのに、まだできていないというのは。
- ・大きい公園はない。住宅街にあるような小さい公園はあるが、大きいものはない。

■放課後児童育成クラブで感じる事、いいこと、不満含めて

- ・運営で頭がいっぱい。
- ・西はどんどん人数も増えて、役員のなりてがいない。会長になるとクジ引きになる。

■その他

- ・グレーゾーンの子もいる。年々増えてきている。
- ・障害児まではいかないが、障害児より手がかかる。グレーゾーンには補助金がおらない。一人指導員がつくことはできない。その子にとられてしまうと他の子に手をかけられない
- ・西は児童数が年々増えて、施設もできたが、さらに増えている。今年が120人、来年在180人入学予定。そうなると学童のメンバーもかなり増えると思う。・人が増えると指導員の手が足りなくなる。大所帯になると危険の問題がでてくる。

■放課後育成クラブを利用している子どもに感じる事

- ・学校、家庭、学童とあるが、自分をさらけ出せるのが学童だと思う。家庭は共働きだから、子どもも家では親に気を使う。学校は学校で授業があり、親御さんが知らない部分が学童に出ていると思う。
- ・学校と情報交換会をするが、子どもの名前を出して話をすると、学校でも見せていない姿があり、先生もビックリする。学校の顔、クラブの顔、家の顔は違う。
- ・学校でも優等生、家庭でも優等生の子がここにきて爆発する。

■保護者について

- ・自分の子どもを理解している親が少ない。
- ・学童の子は両親に触れる時間が短いのので、自分を出しきれていない。親はやはりわかっていない。表面だけを見て、敏感に反応する。学校と家庭と違う子どもをみてほしいのだけれど、そこは忙しくて見切

れない。関わりが薄い。

- ・親の前で自分をさらけ出せない子どもが多い。ここでは発散させるため大目にみている。ただ、人を傷つけてはいけない。

②保育園保護者のグループ

■子育て全般に感じること、思いつくこと。

- ・祖父母がいるのはありがたい。私は実家が遠いので、迎えにってもらうことができない。主人が忙しいときは民間の一時保育を利用していた。益城町に一時保育はない。熊本市に行った。お母さんのリフレッシュのための月に13日使える。予約がいる

■益城町の子育ての良いところ

- ・中学校まで医療費無料が凄く羨ましがられる。
- ・熊本市は4月1日でないと入園できない。益城は年度途中でもいいし、希望通りに入れてくれる。
- ・益城は保育料が安い。1歳で3万5千円。熊本市内は6万ぐらい。パート代が保育料でなくなると聞いた。
- ・公園がほしい。
- ・大きな遊び遊具のある公園がほしい。町外に行ったりする。大きめの公園があったら助かる。

■保育園について感じること

- ・私はここ卒園。ここに預けることに安心感があった。選ぶときに役場に相談に行ったとき、早出の始まりが町立は7時30分、認可は7時から。7時30分からだったら、仕事に間に合わない。だから全部祖父母にお願いしている。それでも自分が出たから安心感がある。
- ・土曜はここは4時まで。フルタイム勤務はきつい。
- ・工場勤務なので、工場カレンダーで土曜出勤のときが大変。
- ・4時までに主人が来られないときは、上の子を頼りに家に閉じ込める。
- ・私立は平日と同じように18時30分とか19時までやっている。
- ・教室が足りていないので、ここを利用している。他の保育園のほうが手狭。私はこちらにきてゆとりがあると思った。

■子どものことで気になること

- ・ここでの生活時間が長いぶんたくましい。幼稚園の子どもと保育園の子どもを比べると保育園の子のほうがたくましい。上の子を見ているし、上の子も声かけしてくれる。自分の知らない上の子が声かけてくれるのがうれしい。
- ・保育園に預けたらたくましく育つ。

■保護者について感じること、思うこと

- ・幼稚園はバスを待っている時間や場所で、母親同士の交流ができるが、保育園はあまりない。いいのか悪いかわからないが、他のお母さんと会うことが少ないので情報交換は出できていないと思う。

■幼稚園の保護者と比べて

- ・保育園はみんな働いているから、保護者の派閥みたいな面倒くさい話はない。幼稚園は時間のある人が多いから、そういう話を聞いたりする。

■私が町長だったら、町の子育てをどうしたいか

- ・リフレッシュができる一時保育がほしい。定員の問題でなかなか利用できない。
- ・自分の時間がない。自分の時間が持ちたい。2時間でも一人になりたい時間がある。
- ・公園をつくり、教室を増やし、遊具も増やす。
- ・保育園の先生や保育士が育休を取れない。これを何とかしてほしい。

③幼稚園の保護者のグループ

■子育て全般について感じること

- ・ゲームでも下の子に容赦しない。下の子にも対等。兄だから我慢することもしない。全て対等。

■益城町の子育てでよいところ、悪いところ

- ・医療費が無料。
- ・幼稚園代も安い。補助も出た。
- ・助成してくれるだけで助かる。子どもが多いから助かる。中学校になると給食費も少し上がる。
- ・益城は病気しても、すぐに連れて行ける。
- ・子どもたちは公園が少ないと言っている。
- ・公園があっても遊具がない。自転車の練習ができない。
- ・益城は家がどんどん建ってきているが、公園がない。
- ・子どもたちに遊びに行けというと、公園がないと言われる。大きい公園も必要だが、子どもたちだけで歩いて行ける公園も必要。
- ・結局、家でゲームばかりしている。
- ・公園によってはボール遊びができない。制限されている。そこもゲートボール場になっている。サッカーすると怒られる。ゲートボールが盛ん。元気な年寄りが多い。子どもとの区切りがあると、子どもたちも自由に遊べる。

■幼稚園について感じること

- ・私はみんなと集団生活を学ぶ場だと思っている。思いっきり遊べればいい。
- ・勉強は学校でできるから、今は思いっきり遊んでほしい。
- ・先生のいうことは聞く。小さくても線引きはできている。

■保育園について

- ・保育園はかわいそうだと思う。働いている方が多いけど、朝早くから夕方遅くまで預けている。子どもとスキンシップをとる時間がないと思う。
- ・私も親に言われた。働いてもいいけど、生活できているなら子どもと過ごしたほうがいいと。
- ・保育園の子どもは帰ってきて、母親との時間が凄く短い。凄く少ないなかで、自分をアピールするから、いい子ちゃんでいようとする。いい自分ばかり見せているから、うちの子に限ってとなと思う。
- ・一番たちが悪いのが家ではいい子で、学校や保育園ではいじめっ子だったりすること。
- ・保育園の先生が言うには、保育園の子と幼稚園の子を比べると、保育園の子のほうが性格は強いらしい。
- ・保育園の子はたくましい。

■益城町の幼稚園について

- ・安いから家計に優しい。
- ・うちの経済状況では、ここでないと入れられない。

- ・他の地域の人に週5日のお弁当は大変だろうと言われるが、授業料が安いから、お弁当ぐらい作るくらいは何ともない。
- ・授業料に関しては30年間変わっていない。
- ・九州でもかなり安いほう。
- ・安くてもこの内容なら。ちゃんとしてもらっているし、十分だと思う。

■気になるところ

- ・4時半まで無料で預かってくれる。それまでに仕事が終われば十分対応できる。
- ・いい仕事があればいいと思う。
- ・自分のご褒美としてのお金がほしい。

■保育園の子どもと比べて

- ・小学校にあがったとき、幼稚園の子は話を座って聞くことができる。
- ・この間、広安小学校の先生が研修に来た。4年生でもそうみたい。幼稚園の子が座って話を聞けるのにびっくりしていた。幼稚園で築いてくれたものを壊していけないと言っていた。
- ・2番目の担任の先生は幼稚園の子は素直だと言っていた。

■幼稚園を利用している保護者について

- ・仲がいい。顔が見える。
- ・保育園は親の顔が見えない。ママ友がいないらしい。
- ・益城町に縁無い人が、この幼稚園に来てママ友ができたという人も多い。子どもが3歳になるまでは付き合いが全然無かった人もいる。
- ・子育てサークルは親の輪があるから入っていけない。
- ・女社会だから、女ならではの派閥がある。幼稚園のお母さんと仲良くなったけど、けんかしてママ友はつくりたくない人も多い。

2 計画の基本的な考え方

計画の基本的な考え方は、子ども・子育て支援法に基づく基本的な指針及び次世代育成支援行動計画の基本的な考え方を継承し、以下の通りとします。

(1) 基本理念と基本方針

基本理念

みんなで子育て いきいき親子

～いきいき親子をみんなで支えるまち～

基本理念は、「益城町子ども・子育て支援事業計画」の基盤となる基本的な考え方を示しています。

平成 26 年度で終了する「益城町次世代育成支援行動計画」では、基本理念を「みんなで子育て いきいき親子」とし、益城町で子育てしてよかったと思えるよう、また、益城町で育った子どもたちが、将来ここで子育てしたいと思えるようなまちづくりを推進してきました。

本町では、今後、子育て支援策の充実がさらに求められることから、「益城町子ども・子育て支援事業計画」においても、「益城町次世代育成支援行動計画」の基本理念を継承し、より普及・浸透させることで、地域が一体となってみんなで子育てを応援し、親子がいきいきするような子育て支援の環境づくりを進めていくこととします。

(2)基本目標

本計画の実現に向けて、次の4つの基本目標を掲げ、益城町で子育てしてよかったと思えるよう、また、益城町で育った子どもたちが、将来ここで子育てしたいと思えるようなまちづくりを推進するための総合的な施策の展開を図ります。

基本目標 1 地域における子育ての支援

すべての子育て家庭を支援するために、子どもの状況や家庭環境に合わせて対応できるよう、子育て支援サービスの充実を図ります。また、子どもの健全な成長のため、社会全体で子育てを支援し、応援していく意識づくりに努め、地域における自主的な活動を支援し、活性化を図るとともに、地域の子育てネットワークの構築をめざします。

基本目標 2 子どもと親の健康づくり

子どもを安心して産み育てられるよう、妊産婦や乳幼児の健康管理、小児医療体制の充実、子どもの正しい食習慣を普及啓発する食育の推進など、保健・福祉および教育の連携を強化しつつ、子どもと子育て家庭の保健施策を充実します。

また、妊娠期から出産に係る悩みや不安の解消に向けて支援し、子育てに喜びを感じることができるよう、子育ての不安、負担の軽減に努めます。

基本目標 3 仕事と子育てを支える地域社会づくり

男女がともに協力して子育てをしながら働くことができる社会づくりを進めるため、仕事と家庭の調和がとれるよう働き方の見直しを行う、いわゆる「ワーク・ライフ・バランス」の推進を企業等とともに進め、安心して仕事と子育てができる環境づくりに取り組めます。

基本目標 4 要保護および要支援児童等への取り組みの推進

近年、増加傾向にある児童虐待については、社会全体で深刻な問題になっています。児童虐待による深刻な被害があってはならないという認識をすべての大人がもつよう、啓発活動を努めるとともに、関係機関の連絡を密にし、児童虐待防止に向けての取り組みを強化します。

また、ひとり親家庭では、自立に向けた情報提供等のサポート体制の充実により、生活の安定と子どもの健やかな成長を図っていきます。

さらに、さまざまな機会を通じて疾病や障がいの早期発見・早期対応に努めるとともに、関係機関と連携を図り支援していきます。

第3章 子ども・子育て支援事業の展開

1 益城町における児童人口の推計

平成22年～25年の1歳ごとの人口（各年4月1日現在の住民基本台帳人口）に基づき、平成27～31年の児童人口を推計しました。推計結果によると、0～5歳児は平成27年の2,053人から同31年には1,944人となり、109人の減少。小学生の児童に概ね相当する6～11歳児は平成27年の2,075人から同31年には2,240人となり、165人増加すると予測されます。

<詳細>

- ①平成25年4月1日時点の益城町住民基本台帳年齢別人口をもとにコーホート変化率法で算出
- ②コーホート変化率は、直近3か年の年齢別変化率平均を使用（「平成22年～23年」「平成23年～24年」「平成24年～25年」）
- ③各年の出生率及び男女按分は、平成22年、23年、24年の3か年の実績平均を使用
- ④0歳児人口は、3か年の「出生数→0歳児」移行率平均を使用（「平成22年～23年」「平成23年～24年」「平成24年～25年」）

■推計児童人口

児童年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	0～5歳合計	
推計	平成27年	296人	328人	332人	360人	376人	361人	2,053人
人口	平成28年	290人	323人	337人	342人	366人	384人	2,042人
	平成29年	284人	317人	332人	347人	348人	374人	2,002人
	平成30年	279人	311人	326人	342人	353人	356人	1,967人
	平成31年	273人	306人	320人	336人	348人	361人	1,944人

児童年齢	6歳児（小1）	7歳児（小2）	8歳児（小3）	9歳児（小4）	10歳児（小5）	11歳児（小6）	6～11歳合計	
推計	平成27年	392人	328人	333人	352人	344人	326人	2,075人
人口	平成28年	363人	397人	330人	335人	354人	344人	2,123人
	平成29年	386人	367人	399人	332人	337人	354人	2,175人
	平成30年	376人	390人	369人	402人	334人	337人	2,208人
	平成31年	358人	380人	392人	372人	404人	334人	2,240人

児童年齢	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	12～17歳合計	
推計	平成27年	319人	326人	332人	323人	323人	316人	1,939人
人口	平成28年	324人	319人	327人	330人	322人	320人	1,942人
	平成29年	342人	324人	320人	325人	329人	319人	1,959人
	平成30年	352人	342人	325人	318人	324人	326人	1,987人
	平成31年	335人	352人	343人	323人	317人	321人	1,991人

2 益城町の家庭類型

国の基本指針によると、量の見込みの算出にあたっては、「潜在的ニーズを含めて量の見込みを算出し、それに対応する確保方策を定める」という制度の基本的な考え方を踏まえることとされています。

本町では、この指針に沿って町民の潜在的なニーズを勘案しつつ、町の実情に合った見込み量を算出します。

見込み量の算出にあたっては、「益城町子ども・子育て支援新制度に係るアンケート調査」の結果から、対象となる子どもの父母の有無、父母の就労状況により「家庭類型」を以下のタイプAからタイプFの8種類に類型化しました。そして、現在の家庭類型と母親の就労希望を反映させた潜在的な家庭類型の分布を算出しました。

家庭類型の種類

タイプ	父母の有無と就労状況	備考(保育の必要性等)
タイプA	ひとり親家庭	保育の必要性の認定を受け得る家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム	保育の必要性の認定を受け得る家庭
タイプC	フルタイム×パートタイム (就労時間:月120時間以上+下限時間~120時間の一部)	保育の必要性の認定を受け得る家庭
タイプC'	フルタイム×パートタイム (就労時間:月下限時間未満+下限時間~120時間の一部)	
タイプD	専業主婦(夫)	
タイプE	パートタイム×パートタイム (就労時間:双方が月120時間以上+下限時間~120時間の一部)	保育の必要性の認定を受け得る家庭
タイプE'	パートタイム×パートタイム (就労時間:いずれかが月下限時間未満+下限時間~120時間の一部)	
タイプF	無業×無業	

年齢別にみた家庭類型<現状>

単位:%

タイプ	A	B	C	C' (パート短)	D	E	E' (パート短)	F	合計
0歳~就学前	7	36	17	6	33	0	0	0	100
0歳	9	50	4	4	33	0	0	0	100
1・2歳	7	32	22	4	35	0	0	0	100
3歳~就学前	6	33	20	8	33	0	0	0	100



年齢別にみた家庭類型<潜在>

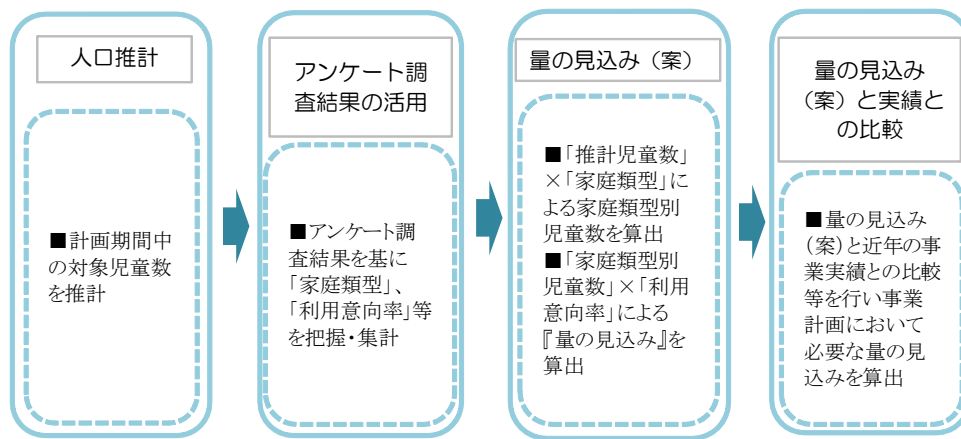
単位:%

タイプ	A	B	C	C' (パート短)	D	E	E' (パート短)	F	合計
0歳~就学前	7	40	19	8	26	0	0	0	100
0歳	9	53	9	5	24	0	0	0	100
1・2歳	7	36	25	7	25	0	0	0	100
3歳~就学前	6	37	19	10	27	1	0	0	100

3 量の見込みの算出方法

国が示した「作業の手引き」に基づき、「人口推計」や「アンケート調査の結果」より算出した「量の見込み（案）」と「近年の事業実績」との比較や利用実態の検証等を行い事業計画において必要な「量の見込み」を算出しました。

○量の見込みの算出方法の概要



4 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域（案）

「提供区域の設定」とは、子ども・子育て支援法第61条で、市町村子ども・子育て支援事業計画において、市町村は地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して定めることとしています。

このことから、本町における人口の動向、平成25年度に実施した「益城町子ども・子育て支援新制度に係るアンケート調査」の結果、保育所及び幼稚園の設置状況等を勘案し、本町では既存の幼稚園や保育所を中心とする社会資源を活用した支援を進める必要があると考えます。

併せて、サービスの利用対象者は子育て世帯であり、行動範囲が広く若い年代となっています。また、幼稚園では送迎バス等の通園手段が整備されている状況にあります。

このことから、本町における新制度の区域設定については、町全域を1つの区域として設定し、子ども・子育て支援事業計画に係る事業の推進を図るものとします。

5 量の見込みを定める事業とその事業内容

以下の事業について、量の見込みと確保の方策及び確保の時期を定めました。

対象事業(教育・保育)		事業内容
1	教育標準時間認定(認定こども園及び幼稚園) ＜専業主婦(夫)家庭、就労時間短家庭＞	1号(3～5歳)が対象。認定こども園は幼稚園と保育所の両方の機能を持つ施設。幼稚園は学校教育法に基づき満3歳から小学校就学前までの子どもの幼児期の学校教育を行う施設
2	保育認定①(幼稚園) ＜共働きであるが幼稚園利用のみの家庭＞	2号(3～5歳)が対象。幼稚園は上記の事業内容参照
	保育認定②(認定こども園及び保育所)	2号(3～5歳)が対象。保育所は保護者の就労や病気などにより、家庭で子どもの保育が出来ない場合に、0歳から小学校就学前までの子どもを保育する施設。認定こども園は上記の事業内容参照
3	保育認定③(認定こども園及び保育所＋地域型保育)	3号(0歳、1～2歳)が対象。地域型保育事業は市町村の認可事業で、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることにより、小規模保育(利用定員6～19人)、家庭的保育(同5人以下)、居宅訪問型保育、事業所内保育がある。認定こども園と保育所は上記の事業内容参照
対象事業(地域子ども・子育て支援事業)		事業内容
1	一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり ・その他	幼稚園の一時預かりは通常の教育時間の終了後や夏休みなどに在園児を預かる事業。一時預かり事業は保護者の仕事等の都合により子どもを一時的に預かる事業
2	時間外保育事業	11時間の開所時間の前後の時間に、さらに延長して保育を実施する事業
3	利用者支援事業	子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業
4	放課後児童健全育成事業(学童保育所・学童クラブ)	放課後等、就労などにより昼間家庭に保護者のいない子どもを対象に、指導員の支援の下で遊びや生活の場を提供する事業
5	子育て短期支援事業(ショートステイ)	保護者の病気や冠婚葬祭などで、一時的に家庭での保育が困難な場合に、児童擁護施設などで子どもを預かる事業

対象事業(地域子ども・子育て支援事業)		事業内容
6	乳児家庭全戸訪問事業(こんには赤ちゃん事業)	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切な事業提供につなげる事業
7	養育支援訪問事業(要保護児童等に対する支援に資する事業)	育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、子育て経験者等による育児・家事の援助又は保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業。対象は乳児家庭全戸訪問事業等により把握した必要と認められる児童や保護者等
8	地域子育て支援拠点事業(つどいの広場、子育て支援センター)	公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業
9	病児・病後児保育事業	子どもが病気などのために保育所等に預けられない場合で、保護者が就労などにより家庭での保育が難しいときに、子どもを医療機関などに併設した施設で預かる事業
10	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)	会員登録した地域住民が自宅で子どもを預かる事業。預かる会員と預ける会員による相互援助活動
11	妊婦健康診査	母子の健康状態を確認するため、問診や血液検査、超音波検査などを行う健康診査

子ども・子育て支援新制度において、保護者が子どものための教育・保育に係る給付(施設型給付・地域型保育給付)を受けるには、その子どもの「保育の必要性」について、国の定める客観的な基準に基づいた市町村の認定を受ける必要があります。

認定区分は以下の通り(主に、「年齢」と「保育の必要性」の有無による区分)です。

- | |
|--------------------------------|
| 1号認定:3-5歳児 幼児教育のみの利用(保育の必要性なし) |
| 2号認定:3-5歳児 保育の必要性あり |
| 3号認定:0-2歳児 保育の必要性あり |

(1)教育・保育(幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業)の量の見込み並びに確保策

<国の示す計画作成の基本指針(案)>

- ・「就労時間短家庭」は専業主婦(夫)家庭あるいは父母の就労時間の短い家庭として、「教育標準時間認定(認定こども園及び幼稚園)」に分類されます。
- ・「保育の必要性の認定を受け得る家庭」は、年齢に応じて「保育認定②(認定こども園及び保育所)」、あるいは「保育認定③(認定こども園及び保育所、地域型保育)」に分類されます。
- ・ただし、ひとり親家庭(タイプA)、共働き家庭(タイプB、タイプC、タイプE)のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定される場合は、「保育認定①(幼稚園)」に分類されます。

教育・保育区分

種別	対象		該当する施設
教育標準時間認定	1号(3~5歳)	専業主婦(夫)家庭 勤労時間短家庭	認定こども園・幼稚園
保育認定①	2号(3~5歳)	共働きだが幼稚園利用のみの家庭	幼稚園
保育認定②		共働き家庭等	認定こども園・保育所
保育認定③	3号(0歳、1~2歳)	共働き家庭等	認定こども園・保育所 地域型保育

<量の見込みと実績>

- 1号及び2号学校教育の利用希望が強いとは、現在の幼稚園の利用を希望されているものであり、ニーズ調査による量の見込みが実績を上回っています。利用希望と実際の利用には差があること、幼稚園の定員数等を勘案して420人分を確保します。
- 2号認定子ども園及び保育所、3号(0歳)(1・2歳)は、現在の保育所の利用を希望されているものであり、3号1・2歳児についてはニーズ調査による量の見込みが実績を大きく上回っています。

平成26年3月31日の利用人数

単位:人/月

	1号	2号		3号	
	3歳以上 教育希望	3歳以上で 教育希望 が強い	3歳以上で 保育が必要 左記以外 (認定こども 園、保育所)	0歳保育 が必要	1・2歳保育 が必要
幼稚園	402		/		
認定こども園(幼稚園部分)	0				
認定こども園(保育所部分)	/		0	0	0
保育所			513	87	324
小規模保育、家庭的保育、事業所内保育(*)				0	0

(*)子ども・子育て支援新制度における地域型保育給付の対象となると見込まれるもののみ。

<確保方策>

人口推計によると、0～5歳児の人口は平成27年をピークに穏やかに減少していくことになっており、確保の方策としては既存保育所の定員増と既存施設の認定こども園への移行によって行い、定員を超えた弾力的運用を図りニーズに対応していきます。

1号及び2号（学校教育の希望が強い）は、既存の幼稚園及び認定こども園（幼稚園機能部分）で確保します。

2号（上記以外）及び3号は、既存の保育所、認定こども園（保育所機能部分）及び地域型保育事業（家庭的保育事業等）で確保するとともに、地域型保育事業の拡充と平成29年度に認可保育所の整備を図り対応します。

平成27年度

単位：人/月

	1号		2号				3号			
	3歳以上 教育希望 が強い		3歳以上で保育が必要				0歳保育 が必要		1・2歳保育 が必要	
			教育希望 が強い		左記以外 (認定こども園、 保育所)					
量の見込み	368		671				119		428	
			132		539					
確保方策										
幼稚園	380	3	40	3						
認定こども園(幼稚園部分)	0	0	0	0						
認定こども園(保育所部分)					0	0	0	0	0	0
保育所					603	10	97	10	325	#
地域型保育事業							7	3	18	3

平成28年度

単位：人/月

	1号		2号				3号			
	3歳以上 教育希望 が強い		3歳以上で保育が必要				0歳保育 が必要		1・2歳保育 が必要	
			教育希望 が強い		左記以外 (認定こども園、 保育所)					
量の見込み	366		669				117		428	
			132		537					
確保方策										
幼稚園	380	3	40	3						
認定こども園(幼稚園部分)	0	0	0	0						
認定こども園(保育所部分)					0	0	0	0	0	0
保育所					603	10	97	10	325	#
地域型保育事業							12	5	33	5

平成29年度

単位:人/月

	1号		2号				3号			
	3歳以上 教育希望	3	3歳以上で保育が必要		0歳保育 が必要	1・2歳保育 が必要				
			教育希望 が強い	左記以外 (認定こども園、 保育所)						
量の見込み	358		654				114		421	
			129	525						
確保方策										
幼稚園	380	3	40	3						
認定こども園(幼稚園部分)	0	0	0	0						
認定こども園(保育所部分)					0	0	0	0	0	0
保育所					669	11	115	11	361	#
地域型保育事業					18	7	47	7		

平成30年度

単位:人/月

	1号		2号				3号			
	3歳以上 教育希望	3	3歳以上で保育が必要		0歳保育 が必要	1・2歳保育 が必要				
			教育希望 が強い	左記以外 (認定こども園、 保育所)						
量の見込み	352		643				112		413	
			127	516						
確保方策										
幼稚園	380	3	40	3						
認定こども園(幼稚園部分)	0	0	0	0						
認定こども園(保育所部分)					0	0	0	0	0	0
保育所					669	11	115	11	361	#
地域型保育事業					18	7	47	7		

平成31年度

単位:人/月

	1号		2号				3号			
	3歳以上 教育希望	3	3歳以上で保育が必要		0歳保育 が必要	1・2歳保育 が必要				
			教育希望 が強い	左記以外 (認定こども園、 保育所)						
量の見込み	350		640				110		406	
			126	514						
確保方策										
幼稚園	380	3	40	3						
認定こども園(幼稚園部分)	0	0	0	0						
認定こども園(保育所部分)					0	0	0	0	0	0
保育所					669	11	115	11	361	#
地域型保育事業					18	7	47	7		

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに確保方策

①-1 一時預かり事業(在園児対象型)

幼稚園における通常の教育時間終了後や夏休みなどに在園児を預かる事業です。

<量の見込みと実績>

- 在園児型の一時的預かり事業については、現行制度の「幼稚園における長時間預かり」が移行するものです。
- ニーズ調査による量の見込みは実績を大幅に上回っていますが、既存の幼稚園及び認定こども園（幼稚園機能部分）で確保できる見通しです。

一時預かり事業(幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育))

(単位:人日、箇所)

		利用状況 (H25年度実績)		27年度		28年度		29年度		30年度		31年度	
量の見込み	①1号認定による利用	/	/	475	1	473	1	463	1	455	1	452	1
	②2号認定による利用			7,590	1	7,590	1	7,418	1	7,303	1	7,245	1
確保方策	①1号認定による利用	3,820	1	7,500	1	7,500	1	7,500	1	7,500	1	7,500	1
	②2号認定による利用			10,800	2	10,800	2	10,800	2	10,800	2	10,800	2

<確保方策>

既存の幼稚園及び認定こども園（幼稚園機能部分）で確保します。

①-2 一時預かり事業(「在園児対象型」以外)

<量の見込みと実績>

- ニーズ調査による量の見込みは、対応可能な差ではありますが、実績を上回っています。

子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業[病児・緊急対応強化事業を除く])

(単位:人日、箇所)

		利用状況 (H25年度実績)		27年度		28年度		29年度		30年度		31年度	
量の見込み		/		412	1	417	1	417	1	417	1	420	1
確保方策	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業[病児・緊急対応強化事業を除く])	326	1	450	1	450	1	450	1	450	1	450	1

<確保方策>

一時預かり事業(「在園児対象型」以外)については、会員数を増やすことにより、子育て援助活動支援事業の1カ所の実施で確保します。

②時間外保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等に保育を実施する事業です。

<量の見込みと実績>

○平成27年度の量の見込み401人に対し、平成25年度実績の延長保育事業（補助対象）実施認可保育所8カ所における平成25年度実績は407人となっています。

	利用状況 (H25年度実績)		27年度		28年度		29年度		30年度		31年度	
	人数	箇所	人数	箇所	人数	箇所	人数	箇所	人数	箇所	人数	箇所
量の見込み	401	8	401	10	399	10	391	10	384	10	380	10
確保方策	407	8	410	10	410	10	410	10	410	10	410	10

<確保方策>

実施箇所数については、平成27年度以降10カ所で確保を図ります。

③利用者支援事業

子ども・子育ての推進にあたって、利用者が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報の収集と提供を行い、必要に際し相談・援助等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し支援する事業です。

<量の見込み>

- 利用者支援事業は、保育緊急確保事業要綱（案）により、子ども及びその保護者等、または妊娠している方が身近な場所で、教育・保育施設や地域の子ども・子育て支援の事業を円滑に利用できることが必要なことから、日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設や市町村の窓口などでの実施とされています。
- 国庫補助基準額（案）により、「1市町村当たりのカ所数は、10月1日時点0～5歳児人口を10,000で除して得られた数を上限とする。（1万人未満切り上げ）」とされていることから、本町の実施カ所数上限は1カ所となり、確保方策を検討しています。

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	0	0	1	1	1

<確保方策>

27、28年度のニーズの状況を確認し、29年度をめどに整備する方向で検討します。

④放課後児童健全育成事業

○保護者が就労等により家庭にいない児童に対して、放課後等に適切な遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図る事業です。

<量の見込みと実績>

○ニーズ調査による量の見込みは、対応可能な差ではありますが、実績を上回っています。

放課後児童健全育成事業

(単位:人、箇所)

	利用状況 (H25年度実績)		27年度		28年度		29年度		30年度		31年度	
量の見込み			315	8	322	8	330	8	335	8	341	8
	小学校低学年		147		152		161		158		158	
	小学校高学年		168		170		169		177		183	
確保方策	265	5	340	7	370	8	370	8	370	8	370	8

<確保方策>

○確保の方策としては需要の多い広安西小学校は施設を整備し対応します。その他の小学校は空教室等を利用した定員増を図りニーズに対応していきます。

⑤子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者の疾病や仕事等により、家庭で養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童養護施設等において必要な保護を行う事業です。

<量の見込みと実績>

○ニーズ調査による量の見込みは、対応可能な差ではありますが、実績を大きく上回っています。

子育て短期支援事業(ショートステイ)

(単位:人日、箇所)

	利用状況 (H25年度実績)		27年度		28年度		29年度		30年度		31年度	
量の見込み			148	2	147	2	144	2	142	2	140	2
確保方策	11	2	150	2	150	2	150	2	150	2	150	2

<確保方策>

現在事業を実施している2カ所で実施し、ニーズに対応していきます。

⑥乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

すべての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供や乳児及びその保護者の心身の状況・養育環境の把握を行うほか、養育相談や助言その他の援助を行う事業です。

<量の見込み(ニーズ調査によらず推計)>

〇量の見込みは、過去の訪問実績等に基づいて、養育支援訪問事業の分も含めて設定しました。

乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業

(単位:人 年間の実人数)

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	370	380	380	390	390
確保方策	実施体制10人、実施機関：子ども課、健康づくり推進課	実施体制10人、実施機関：子ども課、健康づくり推進課	実施体制10人、実施機関：子ども課、健康づくり推進課	実施体制10人、実施機関：子ども課、健康づくり推進課	実施体制10人、実施機関：子ども課、健康づくり推進課

<確保方策>

町子ども課と健康づくり推進課で10人の実施体制を組み、見込み量を確保します。

⑦養育支援訪問事業(要保護児童等に対する支援に資する事業)

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した支援することが特に必要と認められる児童や保護者等に対し、養育が適切に行われるよう当該居宅において、養育に関する相談、援助、その他必要な支援を行う事業です。

<量の見込み(ニーズ調査によらず推計)>

〇量の見込みは、過去の訪問実績等に基づいて、乳児家庭全戸訪問事業の分も含めて設定しました。

乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業

(単位:人 年間の実人数)

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	370	380	380	390	390
確保方策	実施体制10人、実施機関：子ども課、健康づくり推進課	実施体制10人、実施機関：子ども課、健康づくり推進課	実施体制10人、実施機関：子ども課、健康づくり推進課	実施体制10人、実施機関：子ども課、健康づくり推進課	実施体制10人、実施機関：子ども課、健康づくり推進課

<確保方策>

町子ども課と健康づくり推進課で10人の実施体制を組み、見込み量を確保します。

⑧地域子育て支援拠点事業(つどいの広場、子育て支援センター)

家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感に対応するため、乳児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

<量の見込みと実績>

〇ニーズ調査による量の見込みは、対応可能な差ではありますが、実績を大きく上回っています。

地域子育て支援拠点事業

(単位: 人日、箇所)

		利用状況 (H25年度実績)		27年度		28年度		29年度		30年度		31年度	
量の見込み				1,377	1	1,368	1	1,344	1	1,319	1	1,295	1
確保方策		700	1	1,400	1	1,400	1	1,400	1	1,400	1	1,400	1

<確保方策>

1カ所で実施し、量の見込みを確保するとともに、ニーズに対応します。

⑨病児・病後児保育事業

保護者の就労等により子どもが病気の際に保育が困難な場合において、病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育する事業です。

<量の見込みと実績>

〇ニーズ調査による量の見込みは、対応可能な差ではありますが、実績を大きく上回っています。

病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業[病児・緊急対応強化事業])

(単位: 人日、箇所)

		利用状況 (H25年度実績)		27年度		28年度		29年度		30年度		31年度	
量の見込み				1,582	1	1,574	1	1,543	1	1,516	1	1,498	1
確保方策	病児保育事業	475	1	960	1	960	1	1,600	2	1,600	2	1,600	2

<確保方策>

27、28年度の状況を勘案して、29年度にもう一カ所を整備する方向で検討します。

⑩子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)

乳幼児や小学生を対象として、児童の預かりの援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる会員組織であり、子どもの預かりを主とした相互援助活動を行う事業です(ここでは小学生が対象)。

<量の見込み>

〇ニーズ調査に基づく量の見込みは平成27年度で18人、平成25年度の実績は11人となっています。

子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業[就学児]) (単位:人日、箇所)

		利用状況 (H25年度実績)	27年度		28年度		29年度		30年度		31年度		
量の見込み			18	1	18	1	18	1	18	1	18	1	
確保 方策	子育て援助活動支援事業	11	1	30	1	30	1	30	1	30	1	30	1

<確保方策>

現在事業を実施している1カ所で実施し、ニーズに対応していきます。

⑪妊婦健康診査

妊婦が安心・安全に出産できるように、妊娠中に定期的な健診を行うことで、母子の健康状態を確認する事業です。経済的な負担を少なくするために健診費用の助成を行っています。

<量の見込み(ニーズ調査によらず推計)>

〇過去の実績に基づいて量の見込みを設定しました。

妊婦に対する健康診査 (単位:人 年間の実人数)

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	370	380	380	390	390
確保方策	実施体制10人、実施機関:子ども課、健康づくり推進課	実施体制10人、実施機関:子ども課、健康づくり推進課	実施体制10人、実施機関:子ども課、健康づくり推進課	実施体制10人、実施機関:子ども課、健康づくり推進課	実施体制10人、実施機関:子ども課、健康づくり推進課

<確保方策>

母子健康手帳交付時に妊婦健康診査補助券を交付します。補助券が使用できない地域で受診した場合は、申請により基準額を上限として助成を行います。

検査項目:妊娠時期に応じた検査を実施

実施時期(望ましい基準):妊娠初期より妊娠23週まで 4週間に1回

妊娠24週より妊娠35週まで 2週間に1回

妊娠36週以降分娩まで 1週間に1回

6 その他の子ども・子育て支援施策の展開

(1) 母親と子どもの健康維持・増進

【施策の方向性】

子どもの健やかな成長を支えていくために、母親と子どもの心身の健康を守る体制を整え、地域の中で安心して、楽しく育児ができる環境整備を図ります。

【今後の主な取組】

- 子どもの健康や発達についての知識と理解を深めるとともに、親同士が交流し共感することができる事業の周知及び充実に努めます。
- 相談体制や関係機関との連携を強化し、各種の問題に対する早期の対応や、母親の抱える育児不安や孤立感の解消に努めます。
- 妊娠届面接時や医療機関等との連携にて、若年の妊娠や多胎、その他支援が必要と思われるリスクの高い妊婦を把握し、妊娠期からの早期介入により出産前後の育児不安の軽減等の養育支援を行います。

(2) 子どもを虐待から守るよりよい仕組みの充実

【施策の方向性】

児童虐待防止の相談窓口の充実を図ります。
児童虐待の早期発見・早期対応を可能にするため、関係機関と連携を強化し、総合的な支援体制の充実を図ります。

【今後の主な取組】

- 子育て情報誌、リーフレットや広報誌を活用し、児童家庭相談室の周知啓発に努めます。
- 関係機関と連携を強化し、相談支援を行います。
- 子ども支援ネットワークの実務者会議で、要保護児童の情報共有及び支援の方向性を整理し進捗管理を行います。
- 児童家庭相談室の相談員及びネットワーク構成員の研修等を実施します。

(3) ひとり親家庭の自立支援

【施策の方向性】

個々の実情に応じた子育てや生活支援・就労支援・経済的支援ができるよう、各事業内容の充実と適正な利用の促進を図ります。

福祉に欠ける母子を保護するとともに、自立した生活ができるような相談・支援を充実します。

【今後の主な取組】

- ひとり親家庭等に対し、児童扶養手当の給付や医療費の助成を行うなど、経済的支

援を行なうことにより、安心して子育てができる環境を整えます。

○ひとり親家庭の親に対して、高等職業訓練促進給付金等や自立支援教育訓練給付金を給付し、資格取得及び就職支援を行ないます。

○母子保護の実施において、関係各課との連携等による相談・支援を行います。また、母子生活支援施設入所者の自立支援に向け適切な指導等支援を行います。

(4)障害のある子どもの健やかな成長支援

【施策の方向性】

障害の早期発見・治療・療育の充実を図ります。

認定こども園、保育所、幼稚園等において、障害のある子どもも同様にサービスを受けることができるような仕組みの構築と関係機関との調整を図ります。また、総合支援法による障害児福祉サービスとの連携・調整を図ります。

就学前と就学後の支援での連携を図り、就学後の学校教育の中では、特別支援教育の充実を目指します。

【今後の主な取組】

○乳幼児健診や訪問、面接等により把握した心身の発達が気がかりな子どもを対象に、専門機関への紹介や専門医師による診察、心理士による相談等の事業を実施します。また、保護者や関係機関への事業の周知に努めます。

○自立支援医療（育成医療）等の給付により、障害のある子どもや将来障害を残すと認められる疾患がある子どもの発達を支援します。

○障害のある子どもが、認定こども園・幼稚園・保育所・学童保育を円滑に利用できるよう、現在、保育所や学童保育において入所の可否や専任保育士等の配置について審査している養護児保育審査会機能充実などにより、幼稚園への障害児の円滑な受け入れ促進を検討していきます。

○家庭と教育関係機関の情報共有に向け、サポートノートの活用促進に向けた周知、意識啓発を進めます。障害のある子どもと保護者に対し、継続的な支援を実施します。

○学識経験者や関係機関とのネットワークである早期教育相談連絡協議会を通じて、障害のある又は障害の疑いのある幼児、児童の早期からの就学等に係る教育相談が円滑にできるよう引き続き進めていきます。

○障害のある児童の個別の指導計画や支援計画を充実させ、指導方法等の改善、充実に努めるとともに、特別支援学校における教育相談の充実や機能の充実を図ります。また、通級指導教室等の内容の充実や交流教育事業を進めるとともに、介助など特別な支援が必要な児童のために特別支援教育支援員を学校に配置します。

(5) 仕事と子育ての両立支援

【施策の方向性】

子育て中の母親の就労意向の高まりを受け、働きながらでも子育てができるよう、就労形態の多様化に対応できる各種子ども・子育て支援事業の充実を進めます。

子育てや子ども・子育て支援事業に関する相談や情報提供の充実に向けた取り組みを充実していきます。

【今後の主な取組】

- 子ども・子育て支援事業の円滑な利用支援や情報提供を行う利用者支援事業の実施を目指します。
- 認定こども園・幼稚園・保育所の充実や学童保育の整備等の検討などを行い、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を充実します。
- 地域子育て支援拠点事業の機能整備などを行い、相談や情報提供の充実及び父親の子育て参加を促進する取り組みを推進します。

7 教育・保育の一体的提供、推進及び小学校との連携

保護者の就労形態に捉われることなく、本町の教育・保育的な観点、子どもの育ちの観点を重視し、主に幼稚園・保育所としてこれまで培われてきた知識・技能など双方のよさを活かし、子どもの発達段階に応じたより質の高い教育・保育を提供していくため、認定こども園への移行支援を行います。

また、児童の安全のための環境の整備を進めます。そして、継続して関係者の共通理解を図り、一貫した指導を推進するほか、教員の交流事業などを通じて、認定こども園、幼稚園及び保育園と小学校との連携を進めます。

第4章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 機関・団体等の連携により計画を推進

計画の推進にあたっては、町内関係機関及び団体等と連携して横断的な施策に取り組むとともに、住民と認定こども園・幼稚園・保育所などの教育・保育施設、子ども・子育て支援事業者、学校等と連携して、子育て当事者及び関係団体等の多くの方の意見を取り入れながら以下の組織体制を中心に計画を推進します。

① 会議による推進体制

計画の推進にあたって、幅広く住民の意向を反映させるための会議「益城町子ども・子育て会議（仮称）」にて、開催し、重要事項や計画の進捗状況についての協議・検討を行うとともに、各機関の連絡調整を図ります。会議で示された課題等については、適宜、町の関係部署を中心に検討し、関係機関とも連携を図りながら課題解決を図っていきます。

② 庁内の推進体制

庁内の関係部署が連携しながら、子どもの健やかな育成と子育て家庭への支援を推進していきます。

推進にあたっては、庁内の「益城町子ども・子育て対策委員会（仮称）」を核として取り組んでいきます。

2 進捗状況の管理

計画の評価にあたっては、量の見込みを定めた事業と実績の利用状況等や個別施策の推進状況を把握しながら毎年度点検・評価し、計画の推進を図っていきます。また、点検・評価した内容は次年度からの事業に反映させていきます。

以上の取り組みにより、計画の策定、実施、評価、改善の流れをより実効性の高いものとし、計画本来の目的達成を目指します。

3 計画の見直し

施策の実施にあたっては、柔軟で総合的な取り組みが必要であることから、検証した結果に基づき、必要に応じ改善を図るため、適宜計画を修正していきます。